

2020年3月(5号)

号外!

休暇・諸手当

期末手当



働き方改革

組合は事前に非常勤職員から聞き取りをし、資料を提出しました。

「同一労働同一賃金」(労使懇談会報告!)

「同一労働同一賃金」に向けて～労使懇談会報告

昨年12月から本年3月まで3回にわたり教職員組合・過半数代表と大学側との間で労使懇談の場を設け、常勤教職員の給与や非常勤教職員の「同一労働同一賃金」対応問題等に関わる規則改正に対し話し合いを続けてきました。今回の規則の変更で特筆すべきは、非常勤教職員でも期末手当が支給されるようになること、常勤・非常勤ともに不妊治療を行う休暇が新設されたことです。

【非常勤教職員の待遇差解消になるか】

改正パートタイム・有期雇用労働法(同一労働同一賃金対応)の施行等に合せて、非常勤教職員給与・労働時間等の規則の中の各種手当や休暇の新設・改正が行われます。

新設・改正される手当は、

- ・扶養手当
- ・住居手当
- ・期末手当

です。当初難しいとされていた期末手当も事務補佐員、技術補佐員、非常勤研究員など19職種に対し支給されるようになったことは、懇談会があってこそその成果と言えます。

年次休暇以外の休暇も整備が進みました。

<有給>

- ・骨髄移植の登録・提供を行う場合の休暇(必要な期間)・ボランティア休暇(5日)
- ・結婚休暇(5日)・保育時間休暇(1日2回30分以内)・配偶者出産休暇(2日)
- ・育児参加休暇(5日)・子の看護休暇(5日)・短期介護休暇(5日)・追悼行事休暇(1日)

<無給>

- ・不妊治療を行うための休暇(年10日)

また、育児部分休業の取得もこれまで「満3歳に達する日まで」であったものが、「小学校就学



の始期に達するまで」に延長されます。

上記のように、非常勤教職員の規則改正は常勤との待遇解消に向けて一歩進んだと言えますが、他の福利厚生面などではまだ整備が必要なことは残っていますので、引き続き大学側と交渉を重ねていきます。不妊治療のための休暇の新設については、常勤、非常勤ともに他大学でもあまり見られない画期的なものです。プライバシーを守りつつ取得できるような運用の仕組みの設計に関してはまだこれからのようです。ダイバーシティオフィスと連携してより良い設計をするよう要望しています。

【常勤教職員の給与・諸手当問題】

一方で常勤教職員の給与、諸手当については、人事院勧告の基準に合わせた改正となり、本給については、若手層に重点を置いた改正が提示されました。住居手当は、最高支給限度額が月額1,000円引き上げられ、受給者の九割が増額となりますが、残りの一割程度が500円～2,000円の減額になるようです。なお、2,000円を超える減額に対して経過措置を講ずることになっているものの、現時点では対象者はいないとのことでした。

【学内コミュニケーション問題】

今回は、規則の改正内容について評価できる提案が大学側からありましたが、時間的に限られたスケジュールの中での労使懇談会となり、消化不良の部分もあります。さらに変更点等の教職員への告知もホームページへの掲載のみ、という不十分な対応ということが明らかになりました。こうした学内コミュニケーションのあり方は埼玉大学の根本的な課題と言えます。教職員が働きやすい環境を作るためには適切な情報共有は重要です。大学側には円滑な学内コミュニケーションが行われるための工夫や改善を行う積極的姿勢を強く求めたいと思います。

※本年度も過半数代表の方々にご協力を得て、メール配信、情報交換をいたしました。ご協力、ありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

送別会（コロナウィルスで自粛となりました・・・）

本年度は思いも掛けない理由で卒業式を始め、研究発表、研修等が自粛され、送別会までも控える事となってしまいました。退職（異動）予定の5名の組合員の方には、後日、謝礼と花束をお贈りしました。長年ご理解とご協力をいただきありがとうございました。



埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255

E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: <http://kumiai.client.jp/>

電話/FAX :048-853-5609 (内線)3160